

特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について

1 利用定員について

子ども・子育て支援新制度において、施設型給付及び地域型保育給付を受ける施設に対し、市が利用定員を設定することになっております。

利用定員の設定は、認可（認定）定員と一致することを基本とし、就学前子どもの区分（1号から3号認定子ども）ごとに、認可（認定）定員を超えない人数で設定を行う必要があります。

なお、利用定員の設定については下記のとおり、「佐世保市子ども・子育て会議」にて意見聴取を行わなければならないこととなっています。

【参考】子ども・子育て支援法（抜粋）

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一～二 （略）

三 保育所 第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

2 令和6年度の利用定員の設定について

○事業譲渡による認可

施設名：大野ベビーセンター

（現）認可保育所（2・3号 20人） ⇒ （新）認可保育所（2・3号 20人）

3 利用定員の設定理由（教育・保育の需要）について

○施設運営の譲渡に伴う保育所の認可であり、現行の利用定員と同数を設定することで、現在受入れを行っている児童を継続して受入れが可能となるため、利用定員の設定について適当と考えます。

【参考】認定区分

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられています。

○1号認定子ども：3歳～5歳の「教育」を希望する子どもで、幼稚園や認定こども園を利用することができる。

○2号認定子ども：3歳～5歳の「保育」を必要とする子どもで、保育所や認定こども園を利用することができる。

○3号認定子ども：0歳～2歳の「保育」を必要とする子どもで、保育所や認定こども園を利用することができる。